

H 19年度決算状況比較表（奈良県下各市町村）について

総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)で全国市町村の平成13年度から19年度までの決算カード(普通会計)が掲載されています。

平成14年度以降「歳入」、「歳出性質別」、「歳出目的別」、その他主な「財政指数」等の各項目につき奈良県下全市町村の比較をしてきました。今回は新たに掲載されたH19年度分比較表を作成しました。

市町村の財政等を比較する場合、出来るだけ規模や産業構造などが似ている市町村と比較するのが有益です。そのため、市町村類型という分類も行われています。17年度分からはこの分類の仕方が若干変更されました。変更後の『市町村累計表』は、以下のとおりです。

市町村類型表

大都市（1類型）	14
特例区（1類型）	23
中核市（1類型）	37
特例市（1類型）	39

都市	次、次計95%以上		次、次計95%未満		計
	次65%以上	次65%未満	次55%以上	次55%未満	
	3	2	1	0	
50,000人未満	4	27	93	113	237
50,000～100,000	45	66	78	89	278
100,000～150,000	35	25	26	18	104
150,000人以上	29	13	22	4	68
計	113	131	219	224	687

町村	次、次計80%以上		次、次計80%未満	計
	次55%以上	次55%未満		
	2	1	0	
5,000人未満	43	54	121	218
5,000～10,000	62	80	128	270
10,000～15,000	53	77	57	187
15,000～20,000	49	50	37	136
20,000人以上	132	74	27	233
計	339	335	370	1044

- 注
- 1 数字は該当団体数を示す
 - 2 人口および産業構造はH17年国勢調査による。産業構造の比率は分母を就業人口総数としている。
 - 3 市町村数は平成12年国勢調査の人口・産業構造による分類で平成18年3月31日現在の市町村を分類したもの

ところで、この奈良県下各市町村の決算状況比較表では、同一類型の市町村比較では、余りにも細分しすぎるので、H16年度までは、全市町村を市の部と人口8000人以上の町村の部(A)および人口8000人未満の町村の部(B)の3グループに分け比較してきました。

この間、市町村合併により、市町村の数や規模が変動してきたので、H17年度からは市・町・村の部に分けて比較することにしました。

この表が、皆さん方が自分の「まち」の財政分析等を行うときの参考資料になれば幸いです。

もちろん、この比較表の検討だけでその市町村の財政状況等を云々出来るものではありません。しかし、各項目の中で、自分の自治体の数値が他の自治体と比べて大きく離れているものがあれば、そこには何か原因があります。その年度の特別な事情か、自治体自体の特殊性か、あるいはよい行政が行われているためか、その逆か。それを調べていくことにより少しずつ財政の内容が明らかになると思います。

以下、各表の簡単な説明を行います。また、ときにより前の年度との対比も行ってみます。

単位以下の数値は四捨五入しているため、実際の決算カードの数字と若干の誤差がある場合があります。

なお、表2～6については、主な項目についてのみ比較しているため、各欄を横に集計しても歳入・歳出の総額と一致しません。

表1 一人当たり歳出・実質収支等

一人当たり歳出をみると、市部では、1番少ないのが香芝市の271千円で、一番多いのが宇陀市の519千円、12市平均で330千円です。

町の部は一番少ないのは上牧町の270千円、一番多いのが下市町の463千円、平均で325千円です。

また、村の部では一番少ないのは山添村の647千円、一番多いのが野迫川村の2,108千円で、平均では、939千円です。

ところで、この一人当たり歳出の村の部の平均は、市・町の部の平均の約3倍になっています。このような傾向（全国的にも共通している）をとらえて、財政資金が都市部よりも山間部に加重に配分されているという意見もあります。

しかし、奈良県の例で歳出総額を見ると（表3）県計486,303百万円のうち村の部は28,332百万円で、約6%です。この地域が地球環境や都市住民の環境を守る役割を果たしていることを考えると、全体の6%の財政資金を全体の56%を占める地域を守っている自治体に配分したとしても、そのことだけで山間部偏重とはいえないでしょう。（この地域は県全体の面積3,693k㎡の56%の2,079k㎡を占めている）

実質収支は、形式収支（歳入総額 - 歳出総額）から翌年度に繰り越すべき財源を引いたもので、いわば、累積の黒字（赤字）です。

実質単年度収支は、単年度収支（当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支）に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上げ償還額）を加え赤字要素（財政調整基金の取り崩し額）を差し引いた額です。

実質収支が赤字なのは、H18年度より1団体増え、17年度と同じ顔ぶれの7団体となりました。全国で赤字なのは24団体ですから相変わらず奈良県の多さは突出しています。

実質単年度収支を見てみると、赤字団体は、H18年度は39団体中16団体と前年度より9団体減りましたが、19年度には、39団体中20団体と4団体増えました。

県計で見ても、実質単年度収支はH18年度2,037百万円であったのがH19年度は、-3,967百万円、実質収支はH18年度 5,157百万円が、H19年度 1,431百万円とともに悪化しています。

表2 歳入

主たる項目である地方税、地方交付税（普通交付税 + 特別交付税）、国・県支出金、地方債について比較しました。

歳入全体では、平成18年度が県総額487,439百万円であったのが、平成19年度では、490,677百万円と少額ながら4年ぶりに増額しました。

地方税は、用途を特定されない一般財源であるとともに、主たる自主財源です。18年度と比較して県計で約109億円増えています。所得税からの税源移譲、定率減税の廃止などの影響でしょう。

構成比で市部の最高は生駒市で54.3%、最低は宇陀市の17.0%で、市部平均は40.4%です。町の部では、最高が広陵町の41.3%、最低は下市町の17.1%、平均で33.7%です。村の部では、山添村の17.6%が最高で、10%を超えているのは、4団体で、平均は11.0%です。

地方交付税は、財源保障機能と財政調整機能を持つ制度であるので、構成比でも、財政力のひくいところが高く、地方税と逆の現れ方をする筈です。地方譲与税等の準自主財源的な歳入、投資的経費の大小、国による地方交付税制度の本来の趣旨と異なった運用等の要素もあって、個々の自治体を見ると、「地方税との逆順位」は、必ずしも反映されていないところもあるが、平均では、市部17.9%町の部30.4%、村の部49.7%というように、地方税とは逆に、それぞれ10%以上構成比をあげています。

県計ではH18年度より約4億円の増加となっています。全国市町村計では、対前年度4.7%の減です。

なお、地方交付税と地方税、地方譲与税等と合わせて一般財源を構成します。

国・県支出金は、普通建設事業費の補助金のように投資的経費に対応するものと、福祉的経費である扶助費の国・県負担分のように義務的経費に対応するものがあります。構成比は、市部14.1%、町の部10.1%、村の部12.5%です。市と村の部が高いのは、市は歳出の扶助費の、村は歳出の普通建設事業費の構成比が高いことが影響していると思えます。

地方債は、本来、投資的経費について起債が認められるものだが、地方交付税の不足分を補う役割を果たす臨時財政対策債や財源調整的な役割を果たす減収補てん債（特例分）も含まれています。なお、定率減税廃止に伴い、減税補てん債は廃止されています。

全国市町村計でみると地方債発行額は対前年度7.5%減となっていますが、県計では率で3%、額にして約15億円の増となっています。奈良市の約70億円の増加が県計の数値を引き上げています。

構成比で、県計は10.1%、市部10.7%、町の部8.2%、村の部8.6%です。

表3・4 歳出(性質別)

人件費は、一般職員と理事者・議員等の給料・報酬・諸手当等です。

構成比で見ると村の部は、県平均より若干低くなっています。しかし、人口一人当たりで見ると県平均は、79,950円なのに、村の部は、195,075円と約2.5倍になっています。この要因には、規模の利益に基づくものと、規模は関係なく、広域で過疎な地域の行政の不便さに基づくものの両方が含まれています。

扶助費は、福祉的な給付や措置の費用で、直接的に個人に還元される率の高い費用です。

市部が町村よりも構成比が著しく高いのは、市は福祉事務所を設置していて、町村の場合は県により支出される費用が、市部では市の支出となることが大きく影響しています。

直接的に個人に還元される経費ですから、総額で人口に比例する要素が強いので、構成比で見ると人口の少ない村の部では、当然、町の部よりも大きく下回っています。しかし、人口一人当たりで見ると町の部25,428円に対し、村の部が25,453円とほとんど変わりません。

これらの二つの費目に公債費を加えたものが、短期的には財政運営によって増減させることの出来ない費用なので、義務的経費とよばれています。構成比で、市部54.9%、町の部48.3%、村の部45.3% 県計53.2%です。

義務的経費についてH14年度以降の推移を表にしてみました。

義務的経費の推移						金額は百万円単位	
	H14	15	16	17	18	19	対14比率
人件費	120,831	118,155	116,085	112,733	112,062	114,457	94.7
構成比	22.5	22	22.9	22.7	23.4	23.5	
扶助費	45,128	52,550	56,788	58,894	60,680	64,340	142.6
構成比	8.4	9.8	11.2	11.9	12.7	13.2	
公債費	77,934	80,742	83,609	80,591	79,705	79,742	102.3
構成比	14.5	15	16.5	16.3	16.6	16.4	
義務費計	243,893	251,447	256,482	252,218	252,447	258,539	106.0
構成比	45.4	46.8	50.5	50.9	52.6	53.2	
歳出計	536,716	537,377	507,450	495,747	479,652	486,303	90.6

人件費は、金額では、18年度までは毎年減少しています。一般職員の給与引き下げや人員削減（表11の説明参照）の影響です。19年度に増加しているのは、団塊の世代の多数退職による退職金増によるものです。構成比が増えているのは「歳出計」の減のためです。

公債費も構成比では約2%増えています。金額ではほぼ横並びです。

毎年一貫して増えているのは、扶助費です。19年度の増は児童手当制度の拡充などによるようですが、高齢者社会の進行のもとで、ますますウエイトは高まると思われれます。

結局扶助費の増と「歳出計」の減のため、義務的経費の構成比が6年間で7.8%増えています。

物件費は、物品の購入やサービスの提供の対価等で、いわば通常の事務処理に要する諸経費です。

アルバイトの賃金や職員旅費なども人件費ではなく、物件費に入ります。この表では、物件費等として維持補修費も含めています。構成比は三つのグループとも、平均で10台半ばのパーセントです。

補助費は、報償費、保険料や団体等への補助金、あるいは加入団体への負担金等です。

構成比は、市部よりも町村部が若干上回っています。町村部の殆どは、いくつかの一部事務組合に

加入し、数%の負担金を支払っています。市部では、一部事務組合でなく、単独で実施している業務も多く、その影響もあるようです。なお、この一部事務組合負担金については、義務的経費としての性格も有していると思えます。

繰出し金は、公営事業会計への繰出し金等ですが、およそ10%の率を占めています。

普通建設事業費は、地方債を発行して少ない自己資金で事業を行えるので、安易に事業を行うことにより、現在の借金漬けの財政危機をもたらした主たる原因といわれている費目です。県計の構成比を見てみると、14年度21.2%、15年度19.4%、16年度14.5%、17年度14.1%、18年度12.7%、19年度11.5%とさすがに減ってきています。

19年度で市の部の1位は葛城市の16.3%、町の部は斑鳩町の25.7%、村の部は野迫川村の30.5%です。

又、この経費は投資的経費なので年度によるブレが大きく、この経費の多い年度はそれだけ財政規模が膨らみ、他の経常的な費目の構成比を他の市町村と比べて著しく低く現わすことにもなります。

表5・6 歳出(目的別)

管理費(議会費+総務費)では、構成比で市部の平均が13.6%、町の部15.1%、村の部21.2%と前年度より約1%増加しています。参議院選挙や一斉地方選挙の執行経費の増によるようです。また、小規模自治体ほど構成比が高くなっています。規模の利益によるものと思われる。

同じように**民生費**を見ると、市部29.0%、町の部23.7%、村の部12.6%です。ここでは、性質別の扶助費と同じことが言えます。

衛生費では、市部11.8%、町の部10.9%、村の部8.2%です。

教育費は、市部10.2%、町の部12.0%、村の部8.8%です。

商工費は、市部1.6%、町の部0.5%、村の部3.8%です。産業構造から見て村の部が異常に高いのは、村おこしのために行政が力を入れているところが多いということでしょうか。

農林水産業費は市部1.3%、町の部1.4%、村の部9.2%です。産業構造がそのまま現れています。

土木費は市部12.4%、町の部11.8%、村の部9.1%です。前年度よりそれぞれ2%前後減っていますが、普通建設事業費が減少したためです。

表7・8 普通建設事業費の目的別内訳

性質別内訳の普通建設事業費(投資的経費の殆どを占める)について目的別内訳を見ました。(構成比は普通建設事業費総額に対する比でなく、歳出総額にたいする比をみました。)

県計で普通建設事業費全体で11.5%、そのうち管理費0.7%、民生費0.7%、衛生費2.2%、教育費1.4%、消防費0.2%、農林水産業費0.8%、商工労働費0.2%ですが、土木費は半分近い5.4%を占めています。

なお、それぞれの目的別歳出の中に占める普通建設事業費の割合を見てみると管理費4.9%、民生費2.7%、衛生費18.9%、教育費13.0%、商工労働費11.0%ですが、農林水産業費は43.2%、土木費は44.6%と半分近くが普通建設事業費です。

このように、歳出を性質別内訳と目的別内訳を対応させると、財政運営のより詳しい内容が分かるのですが、決算カードでそれが示されているのは、普通建設事業費だけです。

表9 各種財政指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数です。国が地方へ配分する地方交付税の普通交付税を決めるのに、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額を普通交付税額とします。

財政力指数は、この基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

なお、基準財政収入額は、標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等です。

また、基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要を算定したものとされています。各行政項目ごとに非常に複雑な計算式で算出されたものを積み上げた合計額です。

財政力指数の全国市町村平均(単純平均)は、0.55です。この指数が1を超えれば普通交付税の不交付団体となります。

市部では、一番高いのが生駒市の0.87、一番低いのが宇陀市の0.35です。町の部では、一番高いのが田原本町の0.63で、一番低いのが下市町の0.27です。村の部では、山添村の0.33が一番高く、8村が0.20を下回っています。

ところで、2007年6月15日に「地方自治体財政健全化法」（以下「健全化法」という）が成立しました。この法律は、**実質赤字比率** **連結実質赤字比率** **実質公債費比率** **将来負担比率**の4つの健全化判断比率を公表することとし、これらの比率が一定基準を超えると財政運営に規制が加えられることになっています。地方公共団体の財政状況を普通会計だけでなく、公営事業会計や出資法人等の財政状況を含めて、より全体的に判断しようとするものです。

平成19年度決算から健全化判断比率の公表、20年度決算からは規制の適用も行われることになっています。

4つの健全化判断比率に加えて、公営企業については個別に「資金不足比率」が算定されます。これらのどれか一つが基準を超えれば、それに対応した規制が適用されるのですから、自治体にとっては財政の自主運営権限がより制限されており、それだけ国の支配が強まっているとも言えます。自治体がこれらの指標に過剰反応し、行政が「住民の生活を守る」ことよりも指標に表れる「財政健全化」を優先させる方向に進められていく懸念も感じられます。

4つの健全化判断比率についてはこの「比較表」のタイトル文字色を紫にしました。

実質収支比率としているのは、便宜上**実質赤字比率**と兼ねました。**実質収支比率**は表1の実質収支額の標準財政規模に対する割合で、黒字率、赤字率を示します。**実質赤字比率**は実質収支が赤字の場合のみ表示され、実質収支比率の「負」の数値を「正」の数値に読み替えたものです。

黒字率もあまり高いのは、財政規模に見合った、妥当な水準の行政が行われていないと考えられ、実質収支比率は5%前後が適当といわれています。

なお、19年度から実質収支比率の計算方法が若干変更されています。従来は表1の実質収支額を分子とし、表10の標準財政規模額を分母としていたが、今回から、「実質赤字比率」の計算方法と揃えるため分母に「臨時財政対策債」の発行可能額が加えられることになりました。

実質赤字比率が20%（財政再生基準）以上になれば財政再生団体となります。その前の早期健全化基準は団体の規模によって異なります。表9の「連結実質赤字比率」の「健全化」欄の数値（早期健全化基準）を5%低くしたものが「実質赤字比率」の早期健全化基準です。

連結実質赤字比率は公営企業会計をも含む全会計の実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債の発行可能額含む）に対する比率です。赤字である会計の実質赤字額合計から黒字である会計の黒字額合計を引いた額が連結実質赤字額です。公営企業の実質赤字額（資金不足額）の算定では長期的経営計画の必要な公営企業の特長に鑑みて、赤字額を調整（控除）する仕組みも設けています（いわゆる「計画赤字」や宅地造成事業の特別算定方法など）。

健全化の欄の数字が早期健全化基準で、財政再生基準は30%です。

全国で連結実質赤字額がある団体数は71で、そのうち11団体が早期健全化基準以上です。奈良県には早期健全化基準に達している団体こそありませんが、赤字団体は7団体と非常に多いです。

公債費負担比率は、 $(\text{公債費に充当された一般財源額}) / (\text{一般財源総額})$ で算出されます。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつです。

起債制限比率は、やはり、公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、公債費負担比率と若干算出方法が異なります。両比率を各市町村で見ると起債制限比率の下回り方が大幅です。この一番大きな理由は、起債制限比率の算出式が、公債費負担比率の算出式の分母・分子（正確には、公債費負担率の分母・分子とは異なるが、近似している）から基準財政需要額算入公債費を控除しているためです。財政調整のための公債費と、国が地方交付税を利用して地方に行かせてきた公共事業の公債費は算入されません。（起債制限比率は、3年間の平均値です。）

従来は、起債制限比率が、20%を超えると一定の地方債の起債が制限され、30%を越えれば、さらに強い制限が行われていました。しかし、「健全化法」の成立により、この規制は「実質公債費比率」を基準にして行われることになりました。

19年度の決算カードでは、この指標は、掲載されなくなりました。したがって、私たちの「比較表」からも除きました。

実質公債費比率は、平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い新しく導入された指標です。（これも3年間の平均値です。）「健全化法」の健全化判断比率の一つともなっています。

起債制限比率の算式と比べると、分子に「地方債の元利償還金に準ずるもの」が追加されました。この内容は、ひとつは、公営企業会計や一部事務組合の地方債の元利償還金への繰出金や負担金です。もうひとつは、満期一括償還地方債の一年あたりの「みなし償還金」です。自治体が過少計上している

場合でも満額算入（さらにペナルティ額を加えて）されます。

これにより、起債制限比率よりは透明性が増しています。率としては当然大きくなるため、起債制限比率20%以上で起債制限を課していたのに対し、最初の規制を25%以上に引き上げています。

早期健全化基準は25%で、財政再生基準は35%です。

18年度に早期健全化基準を超えていた山添村は24.9%、東吉野村は24.6%といずれも基準を下回りました。

実質公債費比率の全国平均（加重平均、特別区含む）は、12.3%ですが奈良県でこれを下回るのはわずかに6団体です。

経常収支比率は、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源（減収補てん債、臨時財政対策債含む）に占める割合です。この指標は経常経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示します。80%が財政硬直化の目安といわれています。全国の市町村平均（加重平均）は、92.0%です。これを下まわるものは、香芝市、葛城市、王寺町、十津川村、川上村の5団体です。また、14団体が100%を上回っています。ちなみに、全国で100%を上回っているのは93団体です。

近畿2府4県の府県平均を見ると奈良県98.6%、京都96.2%、大坂98.5%、兵庫95.3%、和歌山97.2%、滋賀89.8%です。滋賀を除き、全国1位～4位及び7位と上位にいるのは何か特別の理由があるのでしょうか。ところで、住民の生活や福祉に直結する事業を出来るだけ抑えて経常経費を節減し、必要性の低い公共事業等を行うことによっても経常収支比率は下がるのですから、経常収支比率が低いことが必ずしもよい財政運営とはいえません。そして、これからは高度成長ではなく維持可能な社会が求められ、また、少子高齢化が進む中で、住民の生活環境を守る行政の役割も高まってきます。100%を超えるのは異常ですが、80%という目安の基準も、もっと高く修正して考えるのが妥当でしょう。

表10 将来の財政負担の状況

地方債現在高は、いわば自治体の借金総額です。しかし、自治体にとっての正確な将来の財政負担額といえ、自治体の貯金とも言える**積立金現在高**を控除し、将来借金に変わる**債務負担行為額**を加えたものでしょう。

この額（表の**将来負担額D**）を人口で除した**一人当たり将来負担額**を見てみると、市部では最高が宇陀市の94万8千円で、平均で46万5千円です。町の部では、最高額が河合町の70万6千円で、平均が44万9千円です。村の部では、一方で積立金の方が多い村が1村あるが、他方、最高は野迫川村の386万1千円にもなります。平均で72万9千円です。

標準財政規模に対する倍率を見てみました（**対標準財政規模将来負担額**）。

市部では、最高が御所市の3.6倍、平均で2.4倍です。町の部では、最高が上牧町の3.5倍平均で2.2倍です。村の部では、最高が野迫川村の3.6倍、平均で1.3倍となり、村の部が一番低くなっています。

将来負担比率は「健全化法」の健全化判断比率です。普通会計のみではなく公営企業や出資法人などの負債で一般会計の負担が予定されるものも含めています。

さらに、計算式の分子部分では、将来負担額から、特定財源や地方債残高の基準財政需要額算入見込み額を控除していること、負担額から控除する基金額を充当可能基金額としている点などが前欄の**対標準財政規模将来負担額**とは異なります。

将来負担比率の早期健全化基準は350%です。財政再生基準は設けられていません。

全国で早期健全化基準以上の団体は5団体です。奈良県では、基準を上回る団体はありません。市部で一番高いのは、香芝市の300.2%、町の部では上牧町の335.0%、村の部では東吉野村の205.3%です。

表11 職員等の状況

職員数や平均給与等について比較しました。一般職員の人数は、奈良市が断然トップですが、職員一人がどれだけの住民を担当することになるのかという観点から、職員一人当たりの人口をみてみました。一般的に見れば大規模な自治体ほど多くなるはずですが、ところが奈良市よりも多い自治体が市部で5団体もありました。しかし、このことから奈良市が相対的に職員が多すぎるとは必ずしも言えないでしょう。必要な職員数は、団体の規模だけでなく、面積の大小も関係しますし、その自治体が行政の責任として担っていくとしてしている仕事の範囲の大小や遂行される仕事の質などによっても異なります。

なお、一般職員数の県計は、H14年度に13,703人であったのが、毎年減り続けH19年度で11,977人となっています。対H14年度比較では87.4%となっています。

特別職の報酬は、18年度と変化はありません。